

皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、エネルギー価格高騰の影響を受けている町内で事業を営む中小企業者等が行う省エネ機器の導入に係る経費の一部を補助し、経営基盤の強化を図ることを支援するために、中小企業者等に対して皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、申請日において町内で事業を営む者であって、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、社会福祉法人、医療法人又はNPO法人であること。
- (2) 町内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有すること。
- (3) 今後も事業活動を継続する意思があること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び皆野町暴力団排除条例（平成24年条例第12号）に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業等を行う者又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者ではないこと。
- (6) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (7) 町税の滞納がないこと。

(補助対象となる経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める費用又は経費であって、令和6年4月1日以降に支払がなされたものとする。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとし、補助対象経費の総額が5万円に満たない場合は、補助金は交付しないものとする。
- 3 国、県、町等による補助金等において補助の対象となった経費については、補助対象経費に含むことはできないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1に相当する額とし、1事業者当たり20万円を上限とする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助金は、1事業者に対し1回に限り交付するものとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、令和7年2月28日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る支払の確認ができる領収書等の写し
- (2) 法人の場合は直近の事業年度の確定申告書別表控えの写し又は履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は令和5年分の確定申告書第一表控えの写し又は開業届の写し
- (3) 振込先口座の金融機関名、口座番号及び口座名義が分かる通帳等の写し
- (4) 購入した省エネ機器の製品名及び型番等が分かる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の要件を満たしていると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 町長は、補助金の交付の要件を満たしていないと認めたときは、その旨を皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条に規定する補助金の交付を決定したときは、当該補助金を申請者から指定のあった口座に払い込むものとする。

(決定の取消し等)

第8条 町長は、補助金の交付を受けることができない者が交付申請書に虚偽の記載をして提出し、補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金取消決定通知書(様式第4号)により通知し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、決裁の日から施行する。

(この要項の失効)

2 この要項は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

区分	内容
補助対象 経費の対象となる 費用又は 経費	エアコン、LED照明機器、冷凍・冷蔵庫、温水機器・エコキュート、LED電球、ショーケース、複写機、複合機、プリンター、ガス調理器具のいずれかに該当する機器（以下「省エネ機器」という。）に係る次に掲げる費用又は経費を対象とする。 (1) 省エネ機器の購入に係る費用（購入費及び据付工事費をいう。）。ただし、購入費については、対象の省エネ機器がエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）の規定により定められた機器ごとの省エネ基準達成率100パーセント以上のものに限る。また、町内の事務所等において設置又は利用をされる省エネ機器を対象とし、中古品の購入は対象外とする。 (2) 省エネ機器の更新を目的とし購入した省エネ機器の設置に伴って生じる既存機器の撤去に係る費用（撤去工事費及び処分費をいう。）。) (3) その他町長が必要と認める経費

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

皆野町長 様

〒

所在地

法人名

屋号

申請者

代表者名

氏名

皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金交付申請書

皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金の交付を受けたいので、皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金要項第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、交付額が確定した際には、下記に記載の口座に振込み願います。

記

1 事業者情報

業種等 (○で選択)	1 中小企業者 ①小売業 ②飲食業 ③宿泊業 ④理容・美容業 ⑤製造業 ⑥建設業 ⑦運輸業 ⑧卸売業 ⑨医療・福祉業 ⑩教育・学習支援業 ⑪その他 () 2 社会福祉法人 3 医療法人 4 NPO 法人		
資本金 ※法人の場合のみ	万円	従業員	人
事業者 (店舗) 名称・住所	(名称)		
	(住所) 皆野町		

2 補助金振込先

振込先	金融機関名		支店名						
	預金種目	普通・当座	口座番号						
	フリガナ								
	名義人								
	担当者		連絡先						

3 補助対象経費の内容

補助対象経費の概要	
省エネ機器の種類	☐ エアコン ☐ LED照明機器 ☐ 冷凍・冷蔵庫 ☐ 温水機器・エコキュート ☐ LED電球 ☐ ショーケース ☐ 複写機・複合機・プリンター ☐ ガス調理器
省エネ基準達成率の確認方法	☐ 省エネ型製品情報サイト ☐ 販売店等の発行する省エネ性能証明書

4 補助対象経費の金額

経費区分	内訳（積算明細等）	補助対象経費 （税抜）
省エネ機器の購入に係る費用及び既存機器の撤去に係る費用		円
補助対象経費（合計）		円

5 補助申請額 金 円

※補助対象経費（合計）×1/3（千円未満切捨）

※上限 20 万円

6 誓約・同意事項

※次の内容を確認の上、□にチェックし、代表者氏名欄に署名してください。

☐	本補助金は予算の範囲内で交付されること、予算額に達した際には交付申請を行った場合であっても補助金の交付が行われないことを承知した上で申請します。
☐	申請時点において、市内で事務所等を有し、かつ、事業を営んでおり、補助金の交付後においても事業を継続する意思があります。
☐	反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係性を持つ意思はありません。
☐	宗教活動又は政治活動を目的としていません。
☐	皆野町の町税の滞納（未納）をしておらず、皆野町の町税の納税状況について、町税務課に照会することに同意します。
☐	町内の事務所等において実施した取組に係る経費（省エネ機器に係る購入費用や省エネ機器の更新に伴う既存機器の撤去に係る費用をいう。）のみを計上しています。
☐	購入した省エネ機器が補助対象経費に該当することを確認した上で申請します。
☐	申請する事業は、国、県、町等の団体が助成する他の制度（補助金又は委託費をいう。）と重複していません。
☐	公序良俗に反する事業内容ではありません。
☐	本申請書に記載された事項及び提出書類について、内容に偽りがないことを誓約します。申請内容に偽りがある場合、補助金を返還することを理解しています。
☐	申請により入手する個人情報に関し、補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。
私は、皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金の申請にあたり、上記の内容について誓約し、同意します。	
代表者氏名 (自署)	印

税務課確認欄	
--------	--

7 添付書類

- (1) 領収書等の写し（補助対象経費の支払が確認ができるもの）
- (2) 法人の場合：直近の事業年度の確定申告書別表控えの写し又は履歴事項全部証明書
個人の場合：令和５年分の確定申告書第一表控えの写し又は開業届の写し
- (3) 通帳等の写し（振込先口座の金融機関名、口座番号及び口座名義が分かるもの）
- (4) 購入した省エネ機器の製品名及び型番等が分かる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

様

皆野町長

皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金については、皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金要項第 6 条の規定により、交付を決定し、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

様

皆野町長

皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金については、次の理由により、補助金を交付しないことに決定しましたので、皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金要項第 6 条の規定により通知します。

交付しない理由

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

皆野町長

皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金については、次の理由により、補助金の交付の決定を取り消しましたので、皆野町中小企業省エネ化設備導入補助金要項第8条の規定により通知します。

既に交付を受けた補助金は、年 月 日までに、返還してください。

1 取消理由

2 補助金取消額 金 円